

見附市都市公園条例一部改正の素案に寄せられた意見と市の考え方

令和5年1月30日から2月28日までの間、今回の素案「見附市都市公園条例一部改正案」のパブリック・コメントを行い、3件のご意見等が寄せられましたので、その内容とそれに対する市の考え方をお知らせします。

番号	意見・質問・検討項目の内容	市の考え方・回答
1	<p>この条例における「仮装扮装行為」とは何であるかという定義が、どこにも出てこない。使用料を徴収することになるのだから、この辺を曖昧にはしては行けないと考える。市が行いたいのは、いわゆる「コスプレでの写真撮影への使用料徴収」なのだと思料するが、後々に禍根を残さないためには「仮装扮装行為」について、第2条定義の部分でキチンと記載しておくか、またはこの条において「かっこ書き」で定義しておく必要があるのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、都市公園条例（案）第8条第1項第5号で示した「仮装扮装行為」とした表現は曖昧であることから、条例案では「仮装扮装行為により、写真又は動画を撮影すること。」ではなく、「創作物の登場人物等の扮装をして、施設の一部を一時的に使用し、写真又は動画を撮影すること。」と改める予定です。</p>
2	<p>第8条の案を見る限りだと、この規定は「都市公園すべて」に関する規定だと読める。</p> <p>その反面、手数料の規定である別表第3で「みつけイングリッシュガーデン」と「その他」に分けているのは、その構成の狙いが良くわからない。</p> <p>別表第3の案では「1 公園の占有または第8条の行為を行う場合」には「2 みつけイングリッシュガーデンの占有又は第8条の行為を行う場合」と比較したとき、前者には「大型テントでの興行」「業として、写真又は動画を撮影する行為」「独占した状況により写真又は動画を撮影する行為」「仮装扮装行為により、写真又は動画を撮影する行為」が無い。</p> <p>これはイングリッシュガーデン以外には、前記4つの行為を許可しないつもりなのか、または使用料を徴収しないのか、文面では読み取ることが出来なかった。</p> <p>そもそもイングリッシュガーデン以外に4つの行為を許可しないのであれば、第8条でそれが読み取れるようにすべきだ。</p> <p>そうではなくて使用料が違うだけならば、別表第3については1と2とで項目を合わせた形とし、使用料について「イングリッシュガーデン」と「その他の都市公園」に分ける構成にしたほうが良いのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、都市公園条例（案）別表第3の1公園の占有又は第8条の行為を行う場合の使用料については、標題がないことから、分かりにくい表となっております。</p> <p>つきましては、使用料が分かりやすい表とするため、1公園の占有又は第8条の行為を行う場合については、新たに「アみつけイングリッシュガーデン以外の都市公園」と「イみつけイングリッシュガーデン」の表題を追記する予定です。</p>
3	<p>条例の第8条で、行為の制限が規定されています。</p> <p>しかし、その対象となる公園が分かりにくいように思われます。</p>	<p>上記、回答と同様となりますが、ご指摘のとおり、都市公園条例（案）別表第3の1公園の占有又は第8条の行為を行う場合の使用料については、標題がないことから、分かりにくい表となっております。</p> <p>つきましては、使用料が分かりやすい表とするため、1公園の占有又は第8条の行為を行う場合については、新たに「アみつけイングリッシュガーデン以外の都市公園」と「イみつけイングリッシュガーデン」の表題を追記する予定です。</p>